

令和6年度第2回さいたま市農業委員会定期総会議事録

日時：令和6年7月12日（金）午後4時10分開会 午後4時50分閉会

場所：岩槻区役所 多目的室

1 開 会	浅子会長職務代理者より開会宣言。
2 会 長 挨 拶 (司会)	西形会長挨拶。 本会議の議長は、「さいたま市農業委員会会議規則」第4条の規定により、会長が務めることとなっております。西形会長、よろしくお願いいたします。
3 総会成立の報告 (議長)	会議成立の報告をいたします。 本日は、在任委員21名中、井原委員が所要により、欠席との報告を受けておりますので、本日の出席委員は、20名です。「さいたま市農業委員会会議規則」第6条の規定による過半数を満たしております。よって、本総会は成立しております。
4 議事録署名委員の 指名 (議長)	議事録署名人を指名いたします。議席番号9番「金子達弥委員」、議席番号10番「横山敏夫委員」の2名を指名します。よろしくお願いいたします。
5 議 事 (議長) (事務局)	議案第3号「行政不服審査法第29条の規定に基づく審査請求に対する弁明書（案）について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 議案説明の前に、行政不服審査法審査請求にかかる制度概要について、「補足資料2」の「行政不服審査制度について」に沿って説明をいたします。 1ページをご覧ください。 行政不服審査制度とは、行政庁の処分不服がある者が、行政の違法又は不当な処分等に対して不服申し立てができる制度で、原則は審査請求書を提出する必要があります。 2ページをご覧ください。 当該制度及び当該案件における用語を説明します。「審査請求人」とは、今回、審査請求書を提出した方になります。「審査庁」、「処分庁」はともに、さいたま市農業委員会ですが、「審査庁」の担当課は、農業委員会事務局の筆頭課である農業振興課、「処分庁」の担当課は、本件の処分に係る農地法第5条許可を担当した農地調整課となります。 3ページをご覧ください。 審査請求の事務手続きの流れについて説明します。当該案件の場合、①から③までの流れとして、ページ左側の審査請求人が審査請求書を令和6年5月8日に提出し、審査庁がこれを受理しました。続いて真ん中の審査庁は、④のとおり、当該審査請求に係る処分を担当した右側の処分庁である農地調整課に弁明書の提出を求めました。ここまでの、現在の状況ということになります。 今後は、議案審議いただく弁明書（案）について、本定期総会にてご承認いただいた場合、⑤のとおり、処分庁は、審査庁に対して弁明書を送付することとなります。さらに、審査庁はこれを受け、⑥のとおり審査請求人に対して弁明書を送付するとともに、期限を設けて反論書が提出できる旨を通知することとなります。審査請求人は、審査庁の弁明書及び通知を受け、⑦のとおり、反論書を期限内に審査庁に提出することができます。

その先の⑧から⑩に示す再弁明書については、反論書の提出の有無や内容によって、対応することとなります。

最後に、審査庁は処分庁が提出した弁明書、審査請求人が提出した審査請求書と反論書を総合的に勘案して⑪のとおり、裁決書を審査請求人に通知することとなります。

次に4ページをご覧ください。農業委員会の役割をまとめました。先ほど説明したとおり、処分庁が弁明書等の内容審査を、審査庁が裁決書の内容審査をそれぞれ行いますが、「内容審査する根拠」として、意思決定は合議体である「さいたま市農業委員会」が行うこととなり、「意思決定の判断」は、定期総会にて議案として審議し、農業委員会の意思として決定することになります。

今後、審査請求に対する裁決を行う際には、今回の弁明書の審議同様、運営委員会、定期総会に諮った上で、裁決書を承認いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第3号「行政不服審査法第29条の規定に基づく審査請求に対する弁明書(案)」について、ご説明いたします。

まず、お配りしております現地案内図1、2と現地写真をご覧ください。この後、説明する弁明書(案)にも記載しておりますが、当該地は、農用地区域外の第2種農地です。今回の案件については、許可地の事業計画、すなわち駐車場への転用工事は、既に完了しており、令和6年6月19日付で農業委員会農地調整課に「農地転用許可後の工事完了届」が提出されております。

それでは、令和6年度第2回定期総会資料を3枚ほどめくっていただき、弁明書(案)をご覧ください。「1 弁明の趣旨」については、『「本件審査請求を却下する。」との裁決を求める。』としております、この趣旨に至る経緯につきまして、これより流れを追ってご説明いたします。

まずは、弁明書(案)の「2 審査請求に至るまでの経緯」及び「3 審査請求書記載事実の認否」につきましては、補足資料3「審査請求に対する弁明書について」を使ってご説明いたします。「2 審査請求に至るまでの経緯」につきましては、その概要を補足資料3の1ページに記載しております。

つづいて、弁明書(案)の「3 審査請求書記載事実の認否」の説明となりますが、その前に、まず本件審査請求の概要についてご説明いたします。

補足資料1「審査請求書」及び補足資料3の2ページをご覧ください。なお、審査請求書の中段以降に記載された「審査請求の理由」については、事務局で補足資料3の2ページに要旨を記載しました。

本件審査請求は、補足資料3の2ページ【審査請求の理由】に記載された4つの理由から、審査請求人がさいたま市農業委員会に対して「農地転用許可処分は違法かつ無効である」との裁決を求めたものでございます。

弁明書(案)の「3 審査請求書記載事実の認否」では、この4つの理由に対する認否、すなわち「争うか否か」について記載しております。

弁明書(案)及び補足資料3の3ページをご覧ください。

【3 審査請求書記載事実の認否】について、理由①「駐車場用地ならばいくらでも代替地があるので本農地を転用する必要性がない」については、争うとしました。理由は、当該地の周辺に事業目的を達成することが可能な農地以外の土地や第3種農地は存在しないためです。

理由②「譲受人の営業所から本農地は離れているため申請自体が違法」についても、争うとしました。理由は、事務所から申請地の距離が3.1kmであり、社会通念上常識的な範囲内と考えられるためです。

4ページをご覧ください。

理由③「転用面積が過大であり、適正ではない」についても、争うとしました。

理由は、事業計画書や土地利用計画図からは不適正な土地利用とは判断できないためです。

理由④のうち前半の「土地所有者は他の所有地を売却しており、処分に苦慮して違法に転用申請した」については、農業委員会としては記載内容の認識がないため不知といたします。なお、不知とは記載された内容について、知らない場合の法律用語です。

後半の「近隣に代替地がないなど捏造して違法に転用申請した」については、争うとしました。理由は、①と同様です。

ここで「弁明書（案）」にお戻りいただき、「4 本件処分内容及び理由」をご覧ください。

ここでは、本件処分は立地基準と一般基準に基づき審査し許可処分を行ったこと、また、埼玉県農業会議から「正当なる事由があると認められる」との意見を受け、当該申請の許可処分を行ったことを記載しています。

「5 審査請求の理由に対する意見」につきましては、内容が「3 審査請求書記載事実の認否」の説明と重複するため、割愛いたします。

続いて、「6 却下の裁決を求める理由」につきましては、補足資料3の5ページでご説明いたします。5ページをご覧ください。

改めまして、本弁明書（案）の趣旨は、初めに申し上げたように「本件審査請求を却下する」との裁決を求めるものでございます。

却下の理由は、補足資料3の5ページに記載した3つの判例を根拠とし、次のページの結論のとおり、「審査請求人は本件処分によって、自己の権利等を侵害されるおそれのある者とは認められないことから審査請求人としての資格を有するとは言えない」また、「許可処分に至るまでの審査方法は適法であり不当ではない」ためでございます。

最後に再度弁明書（案）にお戻りいただき、「7 証拠書類等の表示」をご覧ください。

今回の弁明書を作成するにあたり、参考にした文書や裁判等の判例の一覧表を「証拠説明書」として次のページに示しております。また、その後ろには各写しが綴られております。庁第1号証から庁第9号証まで、申請者からの許可申請書や埼玉県農業会議からの意見照会の回答、登記簿謄本や裁判の判例などがその内容です。一部、個人情報が含まれるため、請求者に弁明書を送付する際には該当部分を黒塗りする事となります。

弁明書（案）についての説明は以上でございます。

なお、本弁明書（案）の作成においては、市の法務・コンプライアンス課との調整を行った他、お忙しい中、角谷委員から多大なるご助言・ご協力をいただきましたことを委員の皆様にご報告させていただきますとともに、角谷委員におかれましては改めまして、お礼申し上げます。

ご協力ありがとうございました。

議案第3号「行政不服審査法第29条の規定に基づく審査請求に対する弁明書（案）」についての説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしく願います。

(議長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。
発言のある方は挙手をお願いします。

質問も無いようですので、質疑を終結し、採決に移ります。

それではお諮りします。

議案第3号「行政不服審査法第29条の規定に基づく審査請求に対する弁明

	<p>書（案）」について、賛成の農業委員の方は挙手願います。</p> <p>総員賛成ですので、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
(事務局)	<p>議長、次の議案審議に移る前に、事務局よりご了承いただきたい件がございますが、よろしいでしょうか。</p>
(議長)	<p>事務局、どうぞ。</p>
(事務局)	<p>先ほど、事務局より、「補足資料2」の「行政不服審査制度について」のなかで、弁明書の通知について説明いたしました。</p> <p>恐れ入りますが、今一度、補足資料2の3ページ、⑥をご覧ください。</p> <p>先ほど『審査庁は、審査請求人に対して弁明書を送付するとともに、期限を設けて反論書が提出できる旨を通知することとなります。』と説明したと思います。</p> <p>この期限については、法的な定めがないことから、期限を設定するにあたり、本定期総会で了承を得たいと考えます。</p> <p>市の法務・コンプライアンス課が発行する「行政不服審査事務の手引」によりますと、反論書提出に係る想定日数は、26日と記載されておりました。同課に確認したところ、26日とはあくまで想定であり、これに縛られる必要はないが、発送日から起算する、とのことでした。</p> <p>よって、事務局といたしましては、これらを参考に、発送日より1か月を提出期限とすることと考えますが、これを了承願うものです。</p> <p>なお、発送する際には具体的な日付を設定し、通知いたします。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
(議長)	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、皆様、了承する、としてよろしいでしょうか。了承される方は挙手をお願いします。</p> <p>総員了承ですので、期限については、事務局説明のとおり了承することに決定いたします。</p>
(事務局)	<p>次に、議案第4号「行政不服審査法第25条の規定に基づく執行停止申立てに対する決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第4号 行政不服審査法第25条の規定に基づく執行停止申立てに対する決定について説明いたします。</p> <p>まず、執行停止申立てについてですが、これは行政不服審査法第25条第2項に規定されております。</p> <p>概略を申し上げますと、行政の処分の効力、処分の執行などについて、住民等が暫定的に処分の効力を生じさせないように申し立てることができるというものです。</p> <p>本件でいう行政処分とは、農地法第5条許可であり、処分の執行とは、当該駐車場の工事施工、又は駐車場の使用にあたると考えられます。</p> <p>参考資料1「行政不服審査法第25条に基づく執行停止申立てに対する決定について」をご覧ください。</p> <p>まずは、本件に係る①起因ですが、桜区西堀の農地法第5条の駐車場への転用</p>

許可に対して、令和6年5月8日付けで、行政不服審査法第19条の規定に基づいて「審査請求書」が提出されたのち、令和6年6月11日付で、同請求人から、行政不服審査法第25条に基づく、「執行停止請求書」の提出がありました。

参考資料2「行政不服審査法抜粋」の第25条第7項、黒墨部分をご覧ください。「執行停止申立てがあったとき審査庁は、執行停止するかどうか決定しなければならない」と規定されています。

次に「執行停止請求書」の内容ですが、参考資料1にお戻りいただき、「㉒執行停止請求書の内容」をご覧ください。『現在、さいたま市桜区西堀の土地は砂利引き、アスファルト舗装工事をしており、今後完成すれば、農地回復及び、利用が不能となる。よって、行政不服審査法第25条に基づき、さいたま市桜区西堀の土地の転用に係る許可、工事、使用等の一切の停止を指示する。』と、申立人は主張しています。

実際の請求書の写しが参考資料3になります。これを受け審査庁では次のように調査・検討を行いました。

㉓「調査及び検討」をご覧ください。

まずは、行政不服審査法第25条にかかる逐条解説では、『審査請求によって直ちに処分の執行を停止させることは、行政の円滑な運営が阻害され、また審査請求が濫用的にされるおそれがあることから、執行不停止を原則としている。』と平成28年4月に総務省行政管理局が発行した『逐条解説 行政不服審査法』の148ページに記されておりました。

次に、本件にかかる執行不停止の法的根拠について調査しました。

参考資料2「行政不服審査法抜粋」第25条第4項をご覧ください。市の法務・コンプライアンス課との協議では執行不停止と判断する要件としては『行政不服審査法第25条第4項に該当しないこと』とのことでした。

また、当委員会の角谷委員にも、お忙しいなかご教授をお願いしたところ、要件としては黒墨で示した「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるとき」に該当するか否かということであり、さらに条文に従えば、重大な損害があるとしても、これを避けるために緊急の必要があると言えなければ要件を満たさないとのご助言をいただきました。

事務局としては、本件については『農地法第5条許可により、当該駐車場の完成及び使用することは、申立人に対して重大な損害を避けるために執行停止をする緊急の必要性があるとは認められない。』と判断しました。

これらのことから「㉔執行停止申立てに対する決定(案)」としては、『申立人が指摘する駐車場の完成、使用等を含め、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときには該当しない。』という理由をもって、議案書案のとおり執行不停止と通知することといたします。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(議長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。発言のある方は挙手をお願いします。

質問も無いようですので、質疑を終結し、採決に移ります。

それではお諮りします。

議案第4号 行政不服審査法第25条の規定に基づく執行停止申立てに対する決定について、賛成の農業委員の方は挙手願います。

<p>6 閉 会</p>	<p>総員賛成ですので、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>以上をもって、本日の議案は、全て終了いたしました。</p> <p>その他として、事務局から何かありますか。</p> <p>(事務局) ありません。</p> <p>(議長) 委員の皆様のご協力により、円滑に議事進行出来ましたことに対し、厚くお礼申し上げます。</p> <p> ここで、議長の職を解かせていただきます。</p> <p> 本田会長職務代理者より閉会を宣言。</p>
--------------	---